平成22年12月 7日

資　　料

（納税環境整備［地方税］）

納税環境整備について（案）［地方税］

○　納税環境整備については、「納税環境整備ＰＴ報告書」の内容に沿って見直しを行うこととし、同報告書の内容を大綱に盛り込むこととしてはどうか。

（以下①～⑧については国税資料の番号に対応）

○以下については、国税の見直しと併せて所要の措置を講ずる。
③調査の事前通知（総務省の職員が行う調査手続）
④調査終了時の手続（総務省の職員が行う調査手続）
⑤物件の預かり等の手続
⑥更正の請求期間の延長
⑦更正の請求範囲の拡大
⑧理由附記の範囲の拡大（総務大臣が行う処分に関する手続）

○以下については、各地方団体において適切に対応することができるよう、国税における取扱いについて情報提供を十分に行う。
①「納税者権利憲章（仮称）」の策定
③調査の事前通知（地方団体が行う調査手続）
④調査終了時の手続（地方団体が行う調査手続）
⑧理由附記の範囲の拡大（地方団体が行う処分に関する手続）

○不服申立てについては、基本的に行政不服審査法によることとされており、現在、内閣府の行政救済制度検討チームで行われている議論を踏まえる必要がある。その際、地方税の課税団体が多数にのぼり規模も様々であることに留意するとともに、地域主権改革の観点に立つことが必要である。

○その他所要の規定の整備を行う。